

様式第5号（第8関係）

公募型プロポーザルの実施に関する公表

公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

令和3年4月15日

鴻巣市長 原口 和久

1 業務概要

(1) 業務名 第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

令和4年度を初年度とする第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画に関し、事業者の高度な知識や専門的な技術・知見、広範な調査・分析能力に基づき、その策定にあたっての支援を求めることを目的として、業務委託を行うものである。

詳細は「別紙2：第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画策定支援業務 仕様書」のとおり

(3) 履行期限 令和4年3月14日（月）

2 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案者に要求される資格要件

本企画提案に参加出来る者は、以下の全ての条件を満たすものとし、契約締結までに参加資格を有さなくなった場合には、その時点で参加資格を失うものとする。

なお、複数企業による共同参加は認めない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- ② 公表日以後に鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止を受けている期間がないこと
- ③ 当該業務における競争入札参加資格を有していること

(2) 提案者を選定するための評価基準

既提出の鴻巣市指名競争等入札参加資格申請時に提出された「営業経歴書」「決算書類(写)」に基づき、以下の評価項目を評価の上、提案事業者を4者選定する。

評価項目	評価の視点	指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高等
業務遂行能力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
履行保証力	履行保証の面で心配はないか	自己資本比率等
技術力	当該業務を遂行するために必要な知識及び経験を有しているか	同種又は類似業務の実績等
精通度	市の特殊事情を熟知しているか	市における過去の業務実績等
専任制	当該業務に専念できる時間が十分か	手持ち業務量等

	るか	
社会貢献（倫理観）	社会貢献度があるか	I S O等の取得状況 育児、介護休暇等の優遇等

(3) 提案書を採用するための評価基準

「別紙3：第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託 審査基準書」のとおり

(4) 提案書の内容が実施説明書に適合しない等による失格基準

- ① 予定価格を超えているとき
- ② 実施説明書に適合していないとき

3 手続き等

「別紙1：第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画策定支援業務 実施説明書」のとおり

(1) 担当課 鴻巣市市長政策室総合政策課

(2) 実施説明書・仕様書等の配布期間、場所及び方法

- ① 配布期間 令和3年4月15日（木）～令和3年4月23日（金）まで
(但し直接配布は、土日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)

- ② 配布方法 鴻巣市市長政策室総合政策課窓口又は鴻巣市ホームページ

<http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/sichouseisaku/5/gyomu/6soshin/1618377185841.html>

(3) 参加申込書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 受領期限 令和3年4月15日（木）～令和3年4月26日（月）
12時まで

- ② 提出場所 鴻巣市市長政策室総合政策課まで

- ③ 提出方法 郵送又は持参すること（※郵送の場合は必着）

(4) 質疑及び回答の受付期間及び方法

- ① 質疑の受付期間 令和3年4月15日（木）～令和3年4月22日（木）
12時まで

- ② 質疑受付方法 電子メール（sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp）による。
(件名は『【会社名】鴻巣市後期計画策定支援業務（質問書）』
鴻巣市市長政策室総合政策課まで

- ③ 質疑回答日 令和3年4月23日（金）まで

- ④ 質疑回答方法 質問事業者へ電子メールで回答のほか、鴻巣市ホームページに公開する。

(5) 提案者の選定日

- ① 日 時 令和3年4月27日（火）まで

- ② 案内方法 郵送及び電子メールにて連絡

(6) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和3年4月28日（水）～令和3年5月24日（月）の土を除く、
午前8時30分から午後5時15分まで

- ② 提出場所 鴻巣市市長政策室総合政策課まで

- ③ 提出方法 郵送又は持参すること（※郵送の場合は必着）

(7) 提案書の選定日（ヒアリング実施日）

- ①日 時 令和3年5月27日（木）
- ②場 所 鴻巣市役所内（詳細は提案者の選定時に連絡）
- ③選考結果通知 令和3年6月7日（月）までに、郵送及び電子メールにて連絡
また、鴻巣市ホームページに公開する。

(8) 問合せ先

鴻巣市 市長政策室 総合政策課（担当：黒巢・羽鳥）

所在地：〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

電話番号：048-541-1321（内線2236・2237）

ファックス：048-543-5480

E-mail：sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp

(9) その他

- ・ 企画提案に要する費用は参加者の負担とする。
- ・ 実施説明書、仕様書を熟読の上、参加すること。
- ・ 本市にて最終的に選考された優先交渉事業者においては、契約仕様について協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。